

【平成 27 年 2 月 3 日商業登記規則改正(平成 27 年 2 月 27 日施行)に伴う変更】

本書の初版発売後の平成 27 年 2 月 3 日、商業登記の添付書面について以下の 2 点の改正がされました。

1. 本人確認証明書(改正商登規 61 条 5 項)

設立登記または就任登記において、取締役、監査役、執行役の本人確認証明書(住民票の写しや運転免許証等のコピーなどが該当します)が必要とされました。

※例外的に添付が不要となる場合

- ①商業登記規則 61 条 2 項～4 項のいずれかにより、取締役、監査役、執行役が就任承諾書または選定を証する書面に押印した印鑑につき市区町村長の作成した印鑑証明書を添付した場合、当該取締役、監査役、執行役については不要
- ②再任の登記である場合、再任する取締役、監査役、執行役については不要

2. 辞任登記における印鑑証明書(改正商登規 61 条 6 項)

登記所に印鑑を提出している代表取締役の辞任登記または代表執行役の辞任登記をする場合、当該代表取締役または代表執行役の印鑑証明書(個人の実印についての印鑑証明書)が必要とされました。

※例外的に添付が不要となる場合

辞任を証する書面に登記所届出印で押印した場合は、印鑑証明書の添付は不要

本書で扱っている平成 25 年度の問題(第 3 編)・平成 22 年度の問題(第 4 編)について、上記 1・2 の改正の影響は下記のとおり

です。

記

平成 25 年度の問題（第 3 編）

解答（P179～181）に影響はありません。

上記 1 の改正について

就任登記をしている取締役 D・E・F，および，監査役 G は再任ではありませんが，4 名とも印鑑証明書を添付しているため，上記 1 の例外①に該当します。

上記 2 の改正について

代表取締役の辞任登記および代表執行役の辞任登記はありません。

平成 22 年度の問題（第 3 編）

解答（P268～272）に影響があります。

上記 1 の改正について

設立登記をしている取締役 A・C・G は再任ではありませんが，3 名とも印鑑証明書を添付しているため，上記 1 の例外①に該当します。

設立登記をしている監査役 B は再任ではなく，印鑑証明書も添付していないため，上記 1 の例外に該当せず，本人確認証明書が必要となります。

よって，P269 の解答例の添付書面の欄に以下の添付書面を追加してください。

「監査役の本人確認証明書

1 通」

上記 2 の改正について

代表取締役の辞任登記および代表執行役の辞任登記はありません。

【平成 25 年 5 月 31 日商業登記法改正（平成 27 年 10 月 5 日施行）に伴う変更】

本書の初版発売後の平成 27 年 10 月 5 日，商業登記の添付書面について以下の改正が施行されました。

・会社法人等番号の申請書への記載による登記事項証明書の添付の省略（改正商登法 19 条の 3）

「登記事項証明書を添付しなければならない場合でも，申請書に会社法人等番号を記載したときは，登記事項証明書の添付を省略することができる」という例外規定が設けられました。

この場合，申請書の添付書面の項目に以下のように記載します。
「登記事項証明書 添付省略（会社法人等番号 1111-11-111111）」

本書では，下記の 2 か所で登記事項証明書を添付する場合がありますが，いずれも，申請書に会社法人等番号を記載することで，登記事項証明書の添付を省略できるようになりました。

記

P119 の 1

会計参与または会計監査人が法人であるときの法人の登記事項証明書

P121 の論点①

他管轄の会社の登記事項証明書

以上